

工事成績評定評価委員会設置要領

第1（目的）

本要領は、建設工事成績評定要領第9の2に規定されている建設工事成績評定評価委員会（以下、「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

第2（委員会の事務）

委員会は、次の事項について、審議するものとする。

建設工事成績評定要領第9の2に基づき評定の修正について工事検査総括監が審議を必要と認めた事項。

第3（委員会の委員及び組織）

委員会は、次の者で構成する。

工事検査総括監、公共事業運営課長、工事検査担当の担当検査員、事業担当課長、発注機関の長

- 2 委員長は工事検査総括監、副委員長は公共事業運営課長とする。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

第4（委員会の招集）

委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて第3で定める委員以外からも委員を指名することができる。
- 3 委員長は、必要に応じて参考人に出席を求めることができる。

第5（事務局）

委員会の事務は、工事検査担当が行う。

第6（報告）

委員長は、審議結果を書面で工事検査総括監へ報告するものとする。

第7（その他）

ここに定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別にこれを定める。

附則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。